

# 横浜市産貿ホール「マリネリア」における 同人誌展示即売会、コスプレ催事等の留意事項

横浜産貿ホール「マリネリア」のご利用にあたっては、法令遵守や公序良俗に反することのないように、ご理解、ご協力をお願いしており、横浜産貿ホールマリネリア施設使用規程第5条第2項に基づき次の事項にご留意してください。

## I 同人誌関係の皆様へ

「神奈川県青少年保護育成に関する条例」の遵守のため、成人向け図書類の展示・販売がされる場合は、各主催者において以下の対策を講じていただく必要があります。また、県または市による現場確認が行われることもあります。

同人誌展示即売会については、18歳未満の青少年が閲覧・購入することが不適当な性描写等を含む展示・販売物が混在しているイベントの場合、いわゆる「18禁」の展示物を含むイベントの開催にあたっては、年齢確認の実施を行うとともに、イベントの実情に応じて、ゾーニングまたは18歳未満の入場制限などの措置を講じることを、主催者にご協力をお願いしております。

令和2年4月より、従来の手続きに加え、次の事項が必要となります。

### 1 催事の申込と必要書類

- (1) 事前に催事の内容について詳細をご説明ください。
- (2) 特に初めて利用される主催者様は一度、ご来館の上、催事の概要をご説明ください。
- (3) ご説明後に、この遵守事項・注意事項(主に青少年対策について)が間違いなく守られ、青少年対策が講じられることを確認させていただき、施設使用申請書と別紙「同人誌イベント利用計画書」の**仮版**を提出願います。
- (4) また、催事が近くなり、遅くとも4日前までに「同人誌イベント利用計画書」の**最終版**の提出をお願いします。
- (5) 会期前、会期中においても遵守事項・注意事項が守られているか、確認をお願いします。

催事開催に当たっての遵守事項

### 2 遵守事項

- (1) 18歳未満禁止の展示物・販売物の表示の徹底  
該当図書類は、その旨をわかりやすく表示してください。

- (2) 入場制限またはゾーニングの実施(ア又はイが原則)

#### ア. 催事全体の18歳未満入場禁止

会場入口に18歳未満立入り禁止である旨の表示・看板を分かりやすく掲げるとともに、身分証明書などにより入場希望者の年齢確認を行い、18歳以上であることを確認した上で、入場させてください。

#### イ. 18歳未満入場禁止区域の設定によるゾーニング

フロア内に18歳未満入場禁止区画を設けてください。当該区画は他と隔離のうえ入口に18歳未満立入り禁止である旨の表示・看板を分かりやすく掲示してください。当該区画に未成年者が入場しないよう、身分証明書などによる確実な年齢確認を実施してください。

なお、18歳未満禁止の展示物・販売物が少ない場合は

ウ. 18歳未満禁止の展示物・販売物をビニール袋などで個別包装のうえ、区分陳列し、対面方式により、年齢確認を行ったうえで、閲覧・販売を行ってください。

※性描写などを含む展示・販売物が全体の30%以上の場合は上記アを、10%から30%未満の場合は上記イを、10%未満の場合はウの対策を実施してください。

(3) 展示物・販売物の全点チェックの実施

催事がはじまる前に、必ず全出展物(ポスター、チラシ等も含む)を全点チェックし、成人向けの図書等の有無や、当該図書等の表示・包装の方法が適切か確認してください。

(4) 主催者スタッフによる巡回

会期中は、主催者のスタッフによる巡回を行い、法令・条例および利用の手引にのっとった催事の開催がされているか、チェックしてください。

(5) 上記対策を実施する旨の出展者への周知徹底

催事において、上記の(1)~(3)の対策を実施する旨、出展案内やインターネットのホームページ、チラシなどで出展者の方々、来場者の方々へ周知徹底をしてください。

(6) 主催者からの事前回答

主催者の方は、催事の遅くとも4日前までに別紙「同人誌イベント利用計画書」の**最終版**を提出してください。

## II コスプレ催事の皆様へ(同人誌イベント含む)

イベント内でコスプレ等を行う場合は特に以下注意事項を遵守し、参加者への事前説明の徹底をお願いします。

- (1) 過度の性的・暴力的表現がみられるコスプレの禁止
- (2) コスプレでのホール来場の禁止
- (3) 共有部(廊下、トイレ、自動販売機、エレベータ、エスカレータ、階段、喫煙所、飲食店等)では衣装が見えない丈のコート等の着用を行うこと
- (4) 別の会議室等で着替え等を行う場合は主催者で担当者を配置し、上記(1)から(3)の管理徹底を行うこと

## III 注意事項

催事当日は守衛またはホール担当者による巡回や入場確認を行います。

遵守事項が守られないと判断した場合は、利用承認後であっても、利用を取り消す場合があります。また、催事会期中であっても、催事を中止をしていただく場合があります。

催事開催に当たっての遵守事項・注意事項は、今後とも、当産貿ホールを円滑にご利用いただくため定めたものです。

主催者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。